

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

EUにおけるアニマルウェルフェア  
関連法令の内容とデンマーク、フラ  
ンス、ドイツおよびオランダにおけ  
るその運用について

2025年3月

EU輸出支援プラットフォーム

**【免責条項】**本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

TEL：+32-(0)2-282-05-00

Email：[belinfo@jetro.go.jp](mailto:belinfo@jetro.go.jp)

## 〈目次〉

はじめに	- 1 -
I EUにおけるAWの法的枠組みの概要	- 2 -
1 EUにおける現代のAWの変遷	- 2 -
2 家畜の飼養およびと殺に関するAW関連指令および規則	- 3 -
(1) 農業目的で飼養される動物の保護に関する指令	- 2 -
(2) 採卵鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令	- 3 -
(3) 肉用鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令	- 4 -
(4) 豚の保護に関する最低基準の設定に関する指令	- 5 -
(5) 子牛の保護のための最低基準の設定に関する指令	- 5 -
(6) と殺時における動物の保護に関する規則	- 6 -
3 ラベル表示に関する規制のうちAWに関するもの	- 7 -
4 欧州食品安全機関(EFSA)による法令見直しに向けた提言	- 7 -
(1) Farm to Folk 戦略	- 7 -
(2) 科学的見解：採卵鶏のAWに関する提言	- 8 -
(3) 科学的見解：ブロイラーのAWに関する提言	- 8 -
(4) 科学的見解：豚のAWに関する提言	- 9 -
(5) 科学的見解：子牛のAWに関する提言	- 9 -
(6) 科学的見解：乳牛のAWに関する提言	- 10 -
(7) 科学的見解：豚と家きんのと畜の際のAWに関する提言	- 10 -
(8) 結論	- 10 -
II デンマーク：AW政策動向とその運用	- 12 -
1 AWに関する国家法的枠組みの概要	- 12 -
2 採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 12 -
3 肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 13 -
4 豚指令の国内法制化とその主な内容	- 13 -
5 子牛指令の国内法制化とその主な内容	- 14 -
6 と殺規則の国内法制化とその主な内容	- 14 -
III フランス：AW政策動向とその運用	- 16 -

1	AWに関する国家法的枠組みの概要	- 16 -
2	採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 16 -
3	肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 16 -
4	豚指令の国内法制化とその主な内容	- 17 -
5	子牛指令の国内法制化とその主な内容	- 17 -
6	と殺規則の国内法制化とその主な内容	- 17 -
7	フランスにおけるAW向上のための独自の取り組み	- 18 -
IV	ドイツ：AWに関する国家法的枠組みの概要	- 19 -
1	AWに関する国家法的枠組みの概要	- 19 -
2	採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 19 -
3	肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 20 -
4	豚指令の国内法制化とその主な内容	- 20 -
5	子牛指令の国内法制化とその主な内容	- 21 -
6	と殺規則の国内法制化とその主な内容	- 21 -
7	ドイツによるAW向上のための独自の取り組み	- 21 -
V	オランダ：AW政策動向とその運用	- 23 -
1	AWに関する国家法的枠組みの概要	- 23 -
2	採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 23 -
3	肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容	- 23 -
4	豚指令の国内法制化とその主な内容	- 24 -
5	子牛指令の国内法制化とその主な内容	- 24 -
6	と殺規則の国内法制化とその主な内容	- 24 -
7	オランダによるAW向上のための独自の取り組み	- 24 -
	おわりに	- 26 -

## はじめに

1970年代以降、欧州連合（EU）はアニマルウェルフェア（AW）を促進するための法整備を体系的に進めてきた。この法的枠組みは、家畜を対象とし、飼養、輸送およびと殺作業などを対象とした基準を定めている。AWに関する科学的・社会的な関心の高まりを受け、EUはこれらの法規制を再検討し、2020年に欧州委員会は「Farm to Fork 戦略（農場から食卓へ）」の一環として、最新の科学的証拠に基づき法改正を行う意向を発表した。

2023年12月に「動物輸送に関するAW規則案」<sup>1</sup>が欧州委員会から提出され、25年2月現在、欧州議会とEU理事会で審議されている。また、2024年12月に発足した現欧州委員会体制下において、動物の飼養、と殺、AWのラベル表示に関連する規制の見直しも行われる予定である。

そこで本報告書では、今後見直しが見込まれている飼養、と殺および表示に関する現在の規制の内容を整理するとともに、今後の見直しの方向性と、EUの主要な畜産物の生産国であるデンマーク、フランス、ドイツ、オランダでの運用実態について報告する。

本レポートは、2025年1月31日時点の情報に基づき作成したものだが、その後の法改正や、各種ウェブサイトのURL・リンク先の変更などによって、内容が変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

---

<sup>1</sup> Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of animals during transport and related operations, amending Council Regulation (EC) No 1255/97 and repealing Council Regulation (EC) No 1/2005 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2023:770:FIN>  
規則案の内容については、「動物輸送に関するEUのアニマルウェルフェア規則案の内容について（2024年3月EU輸出支援プラットフォーム）」[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/agriportal/platform/eu/pf\\_beb\\_aw.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/eu/pf_beb_aw.pdf)を参照されたい。

## I EUにおけるAWの法的枠組みの概要

### 1 EUにおける現代のAWの変遷

EUはAWにおける世界的なリーダーとしての地位を確立しており、その法規制は世界でも最も先進的であるとされている。これは、欧州評議会（Council of Europe）による動物の輸送、農用目的での飼養、と殺などにおけるAWに関する協定<sup>2</sup>が大きな影響を与えていた。またEUは、AWをEUの基本条約に徐々に組み込んでおり、その重要な節目が2009年のリスボン条約である。この条約は欧州連合機能条約（Treaty on the Functioning of the European Union）を改正し、動物を感受性のある生命存在として正式に認識することで、農業や域内市場を含むすべてのEU政策においてAWを考慮する義務をEUに課した<sup>3</sup>。

これらの枠組みに基づき、EUは畜産動物の保護に関する最低基準を保証するためのさまざまな規制を導入してきた。特に、家きん、豚、子牛に関するAW規制が個別に制定されている。また、と殺時および輸送時の動物保護に関する規則も制定されている。

これらの法的措置は指令と規則という形式で制定される。指令は加盟国によって国内法として制定される必要があるが、規則は各加盟国の国内法秩序に直接適用され、国内法への転換は必要ない。

本報告書で取り上げる家畜の飼養およびと殺に関する指令および規則は、最低限の調和（Minimum Harmonisation）の原則を適用しており、加盟国がEU法で規定されたものよりも厳しい措置を採用することを許可している。ただし、これらの措置はEUの基本法に準拠する必要があり、異なる基準を持つ加盟国間で輸出入を制限する貿易障壁を課すことは認められていない。

なお、畜産物に係るAW関係法令の一覧は表1のとおりである。

---

<sup>2</sup> AW関連の欧州協定として、国際輸送中における動物の保護に関する欧州協定、農用目的で飼養される動物の保護に関する欧州協定、と畜される動物の保護に関する欧州協定、実験その他の科学的目的に使用される脊椎動物の保護に関する欧州協定<sup>1</sup>がある

ペット動物の保護に関する欧州協定

<sup>3</sup> 欧州連合機能条約第13条

【表1】EUにおける畜産物に係るAW関係法令一覧

分類	法令名	
飼養	農業目的で飼養される動物の保護に関する指令	Council Directive 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of animals kept for farming purposes
	採卵鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令	Council Directive 1999/74/EC of 19 July 1999 laying down minimum standards for the protection of laying hens
	肉用鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令	Council Directive 2007/43/EC of 28 June 2007 laying down minimum rules for the protection of chickens kept for meat production
	豚の保護に関する最低基準の設定に関する指令	Council Directive 2008/120/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of pigs
	子牛の保護のための最低基準の設定に関する指令	Council Directive 2008/119/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of calves
輸送	輸送中および関連作業中における動物の保護に関する規則	Council Regulation (EC) No 1/2005 of 22 December 2004 on the protection of animals during transport and related operations and amending Directives 64/432/EEC and 93/119/EC and Regulation (EC) No 1255/97
屠畜	と殺時における動物の保護に関する規則	Council Regulation (EC) No 1099/2009 of 24 September 2009 on the protection of animals at the time of killing
表示	有機生産および有機製品の表示に関する規則	Regulation (EU) 2018/848 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on organic production and labelling of organic products and repealing Council Regulation (EC) No 834/2007
	卵の市場基準に関する規則	Commission Regulation (EC) No 589/2008 of 23 June 2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards marketing standards for eggs
	家きん肉の市場基準に関する規則	Commission Regulation (EC) No 543/2008 of 16 June 2008 laying down detailed rules for the application of Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards the marketing standards for poultrymeat

(出所) 各法令等からジェトロ作成

## 2 家畜の飼養およびと殺に関するAW関連指令および規則

### (1) 農業目的で飼養される動物の保護に関する指令<sup>4</sup>

食料・毛・皮などを目的に繁殖・飼養される動物（魚類・爬虫類、両生類を含む）を対象とする。人員、点検、照明、飼養記録の管理、畜舎・機器などの飼養環境、移動の自由、飼料・飲水の給与、外科的処置、繁殖方法などを十分または適切に実施・確保することと管轄当局による検査の実施を求めている。畜種ごとの具体的な最低飼養基準は、次の(2)から(5)までの各指令で定められている。

### (2) 採卵鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令<sup>5</sup>

採卵鶏指令の保護に関する最低基準の設定に関する指令（以下「採卵鶏指令」という）は、採卵鶏を飼養する際の最低限のAW基準を規定している。ただし、350羽未満の採卵鶏を飼育する施設や繁殖用採卵鶏を育成する施設には適用されない。

この指令では、飼育システムを以下の3つのカテゴリーに分類している。

- ・従来型ケージ（一般にバタリーケージとして知られる）
- ・改良型ケージ（一般にエンリッチドゲージとして知られる）

<sup>4</sup> Council Directive 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of animals kept for farming purposes  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1998/58/oj/eng>

<sup>5</sup> Council Directive 1999/74/EC of 19 July 1999 laying down minimum standards for the protection of laying hens  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1999/74/oj/eng>

- ・代替飼育システム（非ケージ形式）

この指令で特に重要な点は、2012年1月1日から適用されたバタリーケージの禁止である<sup>6</sup>。エンリッチドケージの使用は認められているが、1羽あたり最低750平方センチメートルのスペースを確保し、巣箱、敷料、止まり木、爪研ぎ器を備える必要がある<sup>7</sup>。放し飼いや平飼いなどの非ケージ方式についても、スペース、敷料、屋外アクセスに関する具体的な要件が規定されている<sup>8</sup>。

その他の要件として、給餌・給水に関する適切な設備、騒音の抑制、適切な照明条件の維持が含まれ、身体の一部の切断処置が禁止されている（ただし、羽つきやカニバリズムを防ぐため、資格を持ったスタッフによるくちばしの切断処置は例外）<sup>9</sup>。

また、この指令ではすべての卵生産施設が管轄当局に登録され、固有の識別番号を付与することを義務付けている<sup>10</sup>。これにより、ヒトが消費する市場に流通する卵のトレーサビリティが確保されている。

### （3）肉用鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令<sup>11</sup>

肉用鶏の保護に関する最低基準の設定に関する指令（以下「肉用鶏指令」という）は、EUにおける食肉用に飼育される鶏（肉用鶏、一般にブロイラーと呼ばれる）に対する最低限のAW基準を定めている。ただし、すべての飼育施設に一律に適用されるわけではなく、500羽未満の鶏を飼育する施設など例外もある。

この指令の主な目的は、鶏舎の過密を防ぐことであり、最大飼育密度を33 kg/m<sup>2</sup>に制限している。ただし、死亡率などの所定の要件を満たす場合には最大42 kg/m<sup>2</sup>まで許可される<sup>12</sup>。また、鶏舎における給水機の水漏れの最小化、乾燥したほぐれやすい敷料の提供、適切な換気、騒音の抑制、24時間サイクルの適切な照明（暗期の確保を含む）などを義務付けている<sup>13</sup>。鶏は1日に2回点検され、病気や負傷した鶏は適切な治療が行われるか、直ちに処分されなければならない<sup>14</sup>。

さらに、この指令では鶏の飼育管理者に対し、研修の受講および証明書の取得、または同等の経験の証明を義務付けている<sup>15</sup>。

---

<sup>6</sup> 採卵鶏指令第5条

<sup>7</sup> 採卵鶏指令第6条

<sup>8</sup> 採卵鶏指令第4条

<sup>9</sup> 採卵鶏指令第3条、付属書I

<sup>10</sup> 採卵鶏指令第7条

<sup>11</sup> Council Directive 2007/43/EC of 28 June 2007 laying down minimum rules for the protection of chickens kept for meat production <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2007/43/oj/eng>

<sup>12</sup> 肉用鶏指令第3条

<sup>13</sup> 肉用鶏指令第3条、付属書I

<sup>14</sup> 肉用鶏指令第3条、付属書I

<sup>15</sup> 肉用鶏指令第4条

#### (4) 豚の保護に関する最低基準の設定に関する指令<sup>16</sup>

豚の保護に関する最低基準の設定に関する指令（以下「豚指令」という）は、EUにおける豚の最低限のAW基準を定め、特に繁殖用雌豚および肥育豚の飼育環境の改善に重点を置いている。豚が自然な行動を示し、健康を維持できる環境で飼育されることを目的としている。

本指令の重要な要素の一つは、繁殖雌豚の繋留および特定の期間（交配後 4 週間から出産予定日の 1 週間前まで）の妊娠ストールの禁止である。この期間、繁殖用雌豚は、グループで飼育（群飼）されなければならない<sup>17</sup>。10 頭未満の飼育施設では、この期間中も繁殖雌豚をストールで個別飼育することが許可されているが、容易に方向転換できることが条件である。

この指令では、豚の 1 頭当たり最低面積要件、床材の品質基準、照明および騒音に関する基準を定めている<sup>18</sup>。また、AWに関する従業員の十分な研修受講と能力確保<sup>19</sup>、常に新鮮な水やエンリッチメント資材（豚の探索行動や遊戯行動などの正常な行動促進のためのわらや木材、遊具など）へのアクセスを確保することや離乳を最低 4 週齢以降とすることも義務付けられている。

慣例的な尾の切断（断尾）および歯切りは禁止されており、これらの処置は他の豚に怪我が確認された場合に限り実施できることになっている。去勢については、生後 7 日移行の子豚に対しては麻酔および鎮痛措置を行うことが義務付けられている<sup>20</sup>。

また、EU 域外から輸入される生体豚には、本指令で定める基準と同程度以上の取扱いが求められる<sup>21</sup>。

#### (5) 子牛の保護のための最低基準の設定に関する指令<sup>22</sup>

子牛の保護のための最低基準の設定に関する指令（以下「子牛指令」という）は、EU 域内で飼養されるすべての子牛（生後 6 カ月までの牛<sup>23</sup>）に適用される。その主な目的は、子牛が適切に扱われ、子牛にとって基本的なニーズを満たす環境の確保である。

この指令では、子牛の飼育環境、給餌等に関する具体的な要件を定めている。子牛の繋留

---

<sup>16</sup> Council Directive 2008/120/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of pigs  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2008/120/oj/eng>

<sup>17</sup> 豚指令第 3 条

<sup>18</sup> 豚指令第 3 条、4 条、付属書 I

<sup>19</sup> 豚指令第 6 条

<sup>20</sup> 豚指令付属書 I

<sup>21</sup> 豚指令第 9 条

<sup>22</sup> Council Directive 2008/119/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of calves  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2008/119/oj/eng>

<sup>23</sup> 子牛指令第 2 条

は禁止されているが、安全上または医療的な理由があれば短期間の例外が認められる<sup>24</sup>。また、個別飼育（単飼）のペンは、子牛が他の子牛と視覚的および触覚的な接触ができるように設計されなければならない、8 週齢以降はグループでの飼育が義務付けられている<sup>25</sup>（獣医師の助言がある場合を除く）。さらに、子牛が十分に動き、横になれる面積要件も明記されている。子牛には年齢や生理的ニーズに応じた栄養的に適切な食事が与えられ、常に新鮮な水へのアクセスが確保されなければならない。加えて、この指令では、子牛の飼育施設が適切な換気、照明、床材を提供し、怪我やストレスを防止することを義務付けている。寝床は清潔で乾燥しており、子牛に適したものである必要がある<sup>26</sup>。

また、EU 域外から輸入される子牛には、本指令で定める基準と同程度以上の取扱いが求められる<sup>27</sup>。

### （6）と殺時における動物の保護に関する規則<sup>28</sup>

と殺時における動物の保護に関する規則（以下「と殺規則」という）は、食料、羊毛、皮革、毛皮のために飼育または保持される動物および疾病管理目的の動物のと殺に関する基準を定めている。この規則は、動物が取り扱い、収容、拘束、気絶、放血を含む一連の過程で回避可能な痛み、苦痛、またはストレスから免れることの重要性を強調している<sup>29</sup>。

この規則では、と殺に関連する措置を実施できるのは、訓練を受け、資格を有する者に限られることを規定している。と殺場の運営者は、スタッフが独立した試験を経て発行される資格証明書を保持することを保証しなければならない<sup>30</sup>。

AW を確保するため、と畜場は標準作業手順を導入し、監視システムを維持する必要がある。また、規則で定められた AW 基準への遵守を確保するために、AW 担当官を任命する義務がある<sup>31</sup>。

この規則の重要な要件の一つは、すべての動物をと殺前に気絶させる必要があることである。気絶処置は、動物を無意識かつ痛覚を感じない状態にすることを目的とし、即死または放血などのその後の手順によって迅速に死亡させる。ただし、特定の宗教的慣行に従ったと殺については、気絶させずと殺する例外が認められている<sup>32</sup>。

さらに、この規則には附属書 III に示されると畜場における運用の詳細な内容も含まれて

---

<sup>24</sup> 子牛指令第 4 条、付属書 I

<sup>25</sup> 子牛指令第 3 条

<sup>26</sup> 子牛指令第 4 条、付属書 I

<sup>27</sup> 子牛指令第 8 条

<sup>28</sup> Council Regulation (EC) No 1099/2009 of 24 September 2009 on the protection of animals at the time of killing  
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2009/1099/oj/eng>

<sup>29</sup> と殺規則第 3 条

<sup>30</sup> と殺規則第 7 条

<sup>31</sup> と殺規則第 17 条

<sup>32</sup> と殺規則第 4 条

いる。たとえば、両方の頸動脈またはそれらが分岐する血管を切断することで迅速な放血を確保し、動物が意識を取り戻すリスクを最小限にすることが求められている。

### 3 ラベル表示に関する規制のうち AW に関するもの

食品表示規制に関して AW に関連するものとしては、有機生産および有機製品の表示に関する規則（規則（EU）2018/848）<sup>33</sup>による「有機」表示に関する基準に加え、卵の市場基準に関する規則（規則（EC）589/2008）<sup>34</sup>および家きん肉の市場基準に関する規則（規則（EC）543/2008）<sup>35</sup>で飼養方法の表示基準が定められている。

有機表示については、つなぎ飼い・ケージ飼育の禁止や屋外への常時アクセス、くちばしの切断処置・除角・去勢実施の条件付き許可など高い AW 基準を求めている。

家きん肉の飼養方法で表示対象となっているのは、「有機」、「平飼い」、「放し飼い」、「伝統的放し飼い」、「放し飼いー完全自由ー」であり、その表示は任意である。ただし表示するには規則に定められた使用基準を満たす必要がある。

一方、卵については、その飼養方法（「有機」、「放し飼い」、「平飼い」、「ケージ飼い」）をコード（0 から 3）により卵に表示することが義務付けられている。卵の価格は、飼養方法の AW 水準の高さに比例する。

本稿執筆時点で、このほかに消費者に対し家畜の飼養環境など AW の実施状況を具体的に情報提供することを規定した EU の法令はない。

## 4 欧州食品安全機関 (EFSA) による法令見直しに向けた提言

### (1) Farm to Folk 戦略

2020 年 5 月、欧州委員会は「Farm to Folk（農場から食卓まで）戦略」を発表した。この戦略は、EU 全域で持続可能な食品システムを促進することを目的としている。この中では、AW 改善のために動物の飼養、輸送、と殺に関する規則を最新の科学的知見に基づいて見直し、既存の保護範囲を拡大、執行をより簡潔かつ効果的なものにすることが含まれる。また、この戦略は、統一された栄養表示や EU 全域の AW ラベルシステムなどを通じて消費者がより健康的で持続可能な商品を選択することができることも目指している。

欧州委員会は AW に関してすでに 2 つの主要な法案を提案している。一つは動物輸送に

---

<sup>33</sup> Regulation (EU) 2018/848 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on organic production and labelling of organic products and repealing Council Regulation (EC) No 834/2007

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2018/848/oj/eng>

<sup>34</sup> Commission Regulation (EC) No 589/2008 of 23 June 2008 laying down detailed rules for implementing Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards marketing standards for eggs

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/589/oj/eng>

<sup>35</sup> Commission Regulation (EC) No 543/2008 of 16 June 2008 laying down detailed rules for the application of Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards the marketing standards for poultry meat

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32008R0543>

関する AW 規則で、もう一つは犬・猫の AW およびトレーサビリティに関する規則<sup>36</sup>である。しかし、動物の飼養、と殺、AW ラベルに関する法令改正は 2025 年 2 月現在で欧州委員会からの提案はなされていない。

他方、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority、EFSA）は、さまざまな畜種に対する AW の向上に関する科学的意見を提供することで、法令改正に向けた科学的知見を提供するという役割を果たしている。これまでに EFSA が提言した内容は以下の通りである。

## （２）科学的見解：採卵鶏の AW に関する提言

2022 年 12 月 14 日、EFSA は、採卵鶏の AW に関する科学的意見を提言した<sup>37</sup>。

その中で EFSA は、採卵鶏の AW を向上させるためにケージフリーの重要性を強調した。採卵鶏の自然な行動を促進し、ストレスを減らすためには、ほぐれやすい敷料と高いプラットフォームの提供が重要であると指摘している。また、EFSA は、つつき行動を防ぐために行われるくちばしの切断処置を段階的に廃止する必要性を強調し、代替策として改善された飼育環境などの導入を提案した。また、推奨事項には、飼育密度を減らし、行動の自由を支援するために、屋根付きの屋外エリアなど追加のスペースを提供することなどが含まれている。

## （３）科学的見解：ブロイラーの AW に関する提言

2022 年 12 月 14 日、EFSA は、農場で飼育されるブロイラーの AW に関する科学的意見を提言した<sup>38</sup>。

採卵鶏と同様の推奨事項として、EFSA は、ブロイラーの AW を改善するためにケージフリーの重要性を強調したほか、ほぐれやすい敷料と高いプラットフォームの提供が重要であると指摘している。飼育密度を下げることも、ブロイラーの行動ニーズを満たすために推奨された。さらに、ブロイラーに屋根付きの屋外エリアなど追加スペースを提供し、行動の自由を高めることで、AW をさらに向上させることができるとした。

加えて、EFSA は、ブロイラーの健康と活動レベルを維持するために、成長速度を 1 日あたり最大 50 グラムに制限することを推奨した。また、ブロイラーに対しては、すべての種類の身体の切除を避けるべきであり、切除を防ぐための予防措置を講じるべきだと論じられている。

---

<sup>36</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2023:769:FIN>

<sup>37</sup> Scientific opinion: Welfare of laying hens on farm  
<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2023.7789>

<sup>38</sup> Scientific opinion: Welfare of broilers on farm  
<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2023.7788>

#### (4) 科学的見解：豚の AW に関する提言

2022年6月30日、EFSAは豚のAWに関する科学的意見を提言した<sup>39</sup>。

提言には、スタッフへの十分な訓練の提供、断尾の禁止、尾がみの防止が含まれている。さらに、母豚と子豚には、分娩から離乳までの期間に探索行動を促すためのエンリッチメント資材を提供することが推奨されている。また、母豚は離乳時にグループで飼育し、繁殖パフォーマンスに悪影響を与える可能性のあるストレスを軽減するべきだとされている。分娩クレートではなく分娩用のペンの使用も提言している。

特に注目すべきは、豚の外科的去勢の問題である。麻酔なしの外科的去勢が年齢に関わらず痛みを伴い、短期的および中期的にAWへの悪影響があることを確認している。ESFAは、伝統的な外科的去勢の代替案として、去勢せずに雄豚をそのまま飼う方法、免疫去勢、または麻酔および鎮痛を伴う外科的去勢を行い、痛みを軽減する方法を推奨している。

なお、2010年、外科的去勢の代替策に関する宣言が欧州委員会から起草され、欧州豚肉業界の生産・流通に関わる関係者、NGOなどが署名した<sup>40</sup>。この宣言は、最初のステップとして、2012年1月1日以降、豚の外科的去勢が行われる場合、必ず持続的な鎮痛および/または麻酔を使用することを規定している。第二のステップとして、2018年1月1日までに外科的去勢を廃止することを目指していたが、法的拘束力がないため、達成はされていない。

#### (5) 科学的見解：子牛の AW に関する提言

2023年2月22日、EFSAは農場で飼育される子牛のAWに関する科学的意見を提言した<sup>41</sup>。

この文書でEFSAは、適切な初乳の管理を行い、乳牛の子牛に十分な量のミルクを提供することを推奨している。また、子牛には、1日あたり約1kgのNDF（中性デタージェント繊維）を供給することが推奨されており、長く切った干し草を使用することが望ましいとされている。

さらに、EFSAは、子牛には1頭当たり3m<sup>2</sup>の面積を確保し、生後1週間以内に小グループ（2～7頭）で飼育し、その後は固定したグループで飼育することを提言している。子牛には、変形可能な柔軟性のある寝床、水を自由に飲める場所を与えるべきだとしている。また、子牛を最低でも分娩後1日間は母親と一緒に飼育し、可能であれば長期間の接触を促進すべきだとも提案している。

---

<sup>39</sup> Scientific opinion: Welfare of pigs on farm <https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2022.7421>

<sup>40</sup> European Declaration on alternatives to surgical castration of pigs  
[https://food.ec.europa.eu/document/download/2b824e7f-0ce5-4a1f-bd5e-a25f8cc4bf14\\_en?filename=aw\\_prac\\_farm\\_pigs\\_cast-alt\\_declaration\\_en.pdf](https://food.ec.europa.eu/document/download/2b824e7f-0ce5-4a1f-bd5e-a25f8cc4bf14_en?filename=aw_prac_farm_pigs_cast-alt_declaration_en.pdf)

<sup>41</sup> Scientific opinion: Welfare of calves <https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2023.7896>

## (6) 科学的見解：乳牛の AW に関する提言

2023年5月16日、EFSAは乳牛のAWに関する科学的知見を採択した<sup>42</sup>。現行では、牛については子牛に対してのみ個別の指令が規定されているが、乳用牛についても具体的な基準を定めることが望ましいとしている。つなぎ飼いを避けることや、1頭当たり9平方メートルの面積を設け、乳用牛が快適に動き回り横たわれる十分なスペースを確保することなどを提言している。

## (7) 科学的見解：豚と家きんのと畜の際の AW に関する提言

2024年7月12日、EFSAは豚と家きんのと畜の際のAWに関する科学的知見を採択した<sup>43</sup>。豚および家きんのと畜に関する調査によれば、と畜時の気絶と放血時に多くのAW上の懸念事項が確認され、そのほとんどが作業員の技術不足や疲労に起因するものであった。そのため、この是正措置や管理強化を提言している。また、AW上の懸念がある従来慣行の他の手法（例えば高濃度〈80%以上〉の二酸化炭素による気絶措置）を他の手法への置き換えや再設計なども提言している。

## (8) 結論

結論として、EFSAの科学的意見で示された推奨事項は、AWの向上と持続可能な食料システムの推進に向けた枠組みを提供している。しかし、実際の成果は、EUがこれらのガイドラインを立法措置に組み込み、それが個々の加盟国でどのように実施されるかによる。これらの取り組みの進展は、今後注視する必要がある。

---

<sup>42</sup> Scientific opinion: Welfare of dairy cows <https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2023.7993>

<sup>43</sup> Scientific opinion: The use of high expansion foam for stunning and killing pigs and poultry  
<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2024.8855>

【表2】 EFSAによる提言と現行規制の比較

畜種	項目	EFSAによる主な提言・推奨事項	現行
採卵鶏	ケージ	ケージの使用回避	エンリッチドケージの使用は可
	飼育設備	屋根付きの屋外エリアや高いプラットフォームの設置など	(新規追加)
	くちばしの切断処置	適切な敷料やエンリッチメント資材の提供によりつつきリスクを低減し、切断処置を段階的に廃止	条件付きで実施可
肉用鶏	ケージ	ケージの使用回避	ケージの使用は可
	飼育密度	飼育密度上限を11kg/m <sup>2</sup> に引下げ(より広い1羽当たり面積)	33kg/m <sup>2</sup> (特定の要件を満たせば最大42kg/m <sup>2</sup> まで可)
	飼育設備	屋根付きの屋外エリアや高いプラットフォームの設置など	(新規追加)
	増体重	50g/日に制限	(新規追加)
豚	分娩用クレート	分娩用クレートの使用を避け分娩用ベンを使用	特定の期間は分娩用クレートの使用可
	断尾	断尾の実施を避けるため、尾咬みの発生予防としてスペースの確保、エンリッチメント資材の提供、適切な飼料・換気、床材の改善などを実施	断尾は原則として、慣行的な実施は禁止、尾噛みのなど他の豚に障害が発生した場合に実施可
	去勢	麻酔・鎮痛措置なしでの外科的去勢を禁止し、免疫学的去勢を採用	生後7日前までは麻酔・鎮痛措置なしでの外科的去勢可
子牛	1頭当たり面積	1頭当たり3m <sup>2</sup> (遊戯行動のためには20m <sup>2</sup> を推奨)の確保	1頭当たり1.5~1.8m <sup>2</sup> の確保
	横臥する場所	柔軟性がある変形可能	(新規追加)
	母子分離	少なくとも生後1日以降に行うこと	(新規追加)
	給餌	生後2週以降は、約1kg/日のNDF(中性デタージェント繊維)を給与	(新規追加)
乳牛	全般	乳牛固有の基準を設定(つなぎ飼いの回避、1頭当たり9m <sup>2</sup> の確保、快適に動き回り横たわれる十分なスペースの確保など)	(新規追加、乳牛固有の指令はなし)

(出所) EFSA 資料、各法令等からジェトロ作成

## II デンマーク: AW 政策動向とその運用

### 1 AW に関する国家法的枠組みの概要

デンマークでは、1857 年から動物保護に関する立法が行われてきた。初期の法令は主に動物虐待を無意識に目撃することから人々を守ることを目的としたが、1916 年に最初の実地的な AW 法が採択されて以来、動物の保護が焦点となっている。デンマークの AW に関する規制は、動物が尊重され、不要な苦しみから保護されることを保証するための法律および命令に基づいている。デンマークにおける重要な法令は、アニマルウェルフェア法 (The Animal Welfare Act、AW 法) である。この法律はデンマークにおける動物保護の基盤を形成し、動物の取り扱いに関する一般的な原則を定めている。具体的には次の内容が含まれる：

- ・動物の一般的保護：動物に不必要な痛み、苦しみ、またはストレスを与えてはいけない
- ・適切なケア：動物はその必要に応じて適切に飼育および管理されなければならない
- ・虐待の禁止：動物を身体的または心理的に虐待することは違法である

AW 法はさらに、食料・農業・水産大臣に対して、行政命令を通じて詳細な規制を設ける権限を与えている。これらの命令は AW 法の一般的な規定を明確にし、輸送、と殺、生産システムなどを特定の動物種や状況に適用させるものである。

### 2 採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容

採卵鶏指令は現在、産卵鶏、ひな、親鶏等の飼育に関する最低要件における法令第 818 号 (2023 年 6 月 15 日付)<sup>44</sup>を通じて国内法制化がなされている。

デンマークの AW に関する立法は、EU の定める基準よりも伝統的に野心的であり、これは AW に対するより厳しい要件に反映されている。

採卵鶏の保護に関して、デンマークの規制は、特にケージシステムの分野で EU の最低基準と異なる。採卵鶏指令では、エンリッチドケージの使用は認められているが、デンマークの法令第 818 号では、いかなるタイプのケージでも産卵鶏やひなを飼育することが禁止されている<sup>45</sup> (ただし、既存の生産者には 2035 年まで移行の猶予が与えられている)。従って、デンマークは「ケージ卵」の生産を停止することを目指していると言える。

現在、デンマークにはケージ卵の生産者が 7 つあり、国内で生産される卵の約 5 分の 1 をケージ卵が占めている。ほとんどのスーパーマーケットではすでにケージ卵の販売を停止しているが、レストラン、社員食堂、食品メーカー、製薬会社では引き続き使用されている。

法令第 818 号におけるケージシステムの禁止は、デンマークの AW 関連団体による数十年にわたるロビー活動によるものと言える。この法令が採択される直前には、54,000 人以上がケージ卵の販売停止を求める請願に署名していた。法令は 2023 年に発効したが、その

---

<sup>44</sup> Ordinance no. 818 of 15/06/2023 on minimum animal welfare requirements for the keeping of laying hens, pullets and parent stock etc. <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2023/818>

<sup>45</sup> 法令第 818 号第 3 条

内容については AW 団体からの批判がある。特に現存する生産者に対する 12 年間の移行期間が長すぎるとされている。一方、食料・農業・水産省は、ケージの使用禁止が即時に実施されれば、政府が現在のケージ卵の生産者に対して補償金を支払わなければならないため、この移行期間が必要だとしている。

### 3 肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容

肉用鶏指令は、デンマークの AW 法に基づき、ブロイラー飼育およびブロイラー生産のための孵化卵生産並びにブロイラー飼育者の訓練における最低要件に関する法令第 1747 号 (2020 年 11 月 30 日付)<sup>46</sup>を通じて国内法制化されている。

肉用鶏の AW に関して、デンマークの法令は特に繁殖手法において、EU の最低基準より厳格化されている。肉用鶏指令では、認可された繁殖方法に関する要件は含まれていないが、法令第 1747 号には繁殖方法に関する規定があり、特に「鶏に痛み、怪我、苦しみ、ストレス、持続的な害、または重大な不便を引き起こす可能性のある自然または人工の繁殖方法は使用してはならない」としている<sup>47</sup>。

### 4 豚指令の国内法制化とその主な内容

豚指令は、デンマークの AW 法に基づき、豚の飼育における最低要件に関する法令第 1742 号 (2020 年 11 月 30 日付)<sup>48</sup>を通じて国内法制化されている。

豚の AW に関して、デンマークの規制は EU 最低基準より厳しいものとなっており、特に断尾の要件に関して異なる。豚指令では、断尾は尾がみを防止するために必要な場合に限り許可されており、さらに生後 7 日以降に行われる場合は、獣医によって麻酔・鎮痛措置下で実施されることが求められる。デンマークの法令第 1742 号では、断尾を豚の生後 2 日から 4 日以内に行う場合、尾がみが発生したことを示す書面が必要である。生後 4 日以降に行う場合は、獣医的な理由がある場合にのみ認められ、獣医によって麻酔・鎮痛措置下で実施される必要がある<sup>49</sup>。

ただし、このように原則断尾が禁止されているが、デンマークでは依然として 95% 以上の豚が前述の例外規定に基づき断尾を受けているとされている。そのため、断尾禁止の実施に関して、デンマーク政府は 2024 年に新たな補助金制度の実施を公表した<sup>50</sup>。この制度で

---

<sup>46</sup> Ordinance no. 1747 of 30/11/2020 on minimum animal welfare requirements for the keeping of broilers and hatching egg production to produce broilers and on training for the keeping of broilers / <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2020/1747>

<sup>47</sup> 法令第 1747 号第 20 条

<sup>48</sup> Ordinance no. 1742 of 30/11/2020 on minimum animal welfare requirements for keeping pigs / <https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2020/1742>

<sup>49</sup> 法令第 1742 号第 46 条、第 47 条

<sup>50</sup> <https://fvm.dk/nyheder-og-pressemeddelelser/2024/sep/ny-afgiftsordning-skal-sikre-faerre-kuperede-grisehaler>

は、断尾を行わない豚の生産者が、断尾を行う豚生産者が支払う課徴金を原資として、補助金を受け取ることができる。本制度は Pig Levy Fund（豚課徴金基金）によって管理される。デンマーク政府はこの制度により、実施から 3 年の間、断尾が行われない豚の頭数が毎年 2 倍になると見込んでいる。

## 5 子牛指令の国内法制化とその主な内容

子牛指令は、デンマークの AW 法に基づき、牛の飼育における最低要件に関する法令第 1317 号（2024 年 11 月 28 日付）<sup>51</sup>を通じて国内法制化されている。法令第 1317 号には、農用動物として飼育されるすべての牛に関する最低要件が定められており、子牛についても当該法令中に規定されている。規定内容は子牛指令と同程度の水準となっている。

## 6 と殺規則の国内法制化とその主な内容

動物のと畜を含むと殺に関する法令第 817 号「(2023 年 6 月 15 日付) <sup>52</sup>は、AW 法に基づいて採択された。この法令には、と殺規則のいくつかの規定が含まれているが、これらの規定が法令に含まれているのは実務的な理由によるものであり、デンマークにおける EU 規則の直接的な適用には影響を与えない。

動物のと殺に関する保護に関して、デンマークの規制は EU の最低基準よりも厳格になっている。

と殺規則では、麻酔要件は、宗教儀式で定められた特別な方法でと殺される動物には適用されないとされている。これに対して、デンマークの法令第 817 号では、宗教儀式に基づくと殺であっても、事前に麻酔を施した後のみ許可されている。<sup>53</sup>さらに、宗教儀式に基づいてと殺できるのは、牛、羊、ヤギ、肉用鶏のみである<sup>54</sup>。デンマークでの事前麻酔なしでのと殺禁止は、2014 年に発効した。この禁止措置は、宗教団体からの反対にもかかわらず、AW 団体による強力なロビー活動の結果実現した。

## 7 デンマークにおける AW 向上のための独自の取り組み

デンマークでは、AW を促進するための複数の独自の制度が存在する。以下は主な取り組みについての説明である。

- (1) ベターアニマルウェルフェアラベル (Better Animal Welfare Label) <sup>55</sup>

---

<sup>51</sup> Ordinance no. 1317 of 28/11/2024 on minimum animal welfare requirements for keeping cattle /

<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2024/1317>

<sup>52</sup> Ordinance no. 817 of 15/06/2023 on the killing, including slaughter of animals /

<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2023/817>

<sup>53</sup> 法令第 817 号第 11 条

<sup>54</sup> 法令第 817 号第 12 条、第 13 条

<sup>55</sup> <https://foedevarestyrelsen.dk/kost-og-foedevareer/alt-om-mad/gaa-efter-maerkningen/bedre-dyrevelfaerd/det-betyder-hierterne>

このラベルはデンマーク獣医食品管理局により開発されたものであり、豚肉、鶏肉、牛・子牛肉、牛乳およびその他の乳製品に貼付することができる。このラベルの目的は、消費者が肉や乳製品を購入する際に、AW 向上に取り組んでいる製品を識別し、優先して購入できるようにすることである。

農家がこのラベルを製品に付けるためには、飼育環境、輸送時間、飼料などの要件を満たす必要がある。農家が満たす要件が多ければ多いほど、製品ラベルに多くのハートマークを表示することができる。

#### 【図 1】 Better Animal Welfare ラベル



(出所) デンマーク獣医食品管理局

#### (2) オーガニックラベル (The Organic Label) <sup>56</sup>

このラベルは政府の公式ラベルで、製品がデンマークの有機要件に基づいて生産され、デンマーク当局による検査を受けたことを保証するものである。消費者が店頭でオーガニック製品を簡単に識別できるように設計されている。なお、デンマークと EU の有機要件に差異はない。

#### (3) デンマーク農業基金(The Danish Agricultural Funds)<sup>57</sup>

エコロジーおよび AW を促進するための複数の補助金制度があり、そのなかでデンマーク農業基金は中心的な役割を果たしている。デンマーク農業基金は、動物の研究、疾病管理、マーケティングプロモーション、カウンセリングと教育、AW などさまざまな活動に補助金を提供している。デンマーク農業基金はデンマーク財政法による固定的な年間予算と、基金が業界から徴収する課徴金で資金調達されている。

<sup>56</sup> <https://lbst.dk/bedrift/oeкологи/baggrund-og-fakta-om-oeкологи-oeкологиmaerker>

<sup>57</sup> <https://www.landbrugetsfonde.dk>

### Ⅲ フランス：AW 政策動向とその運用

#### 1 AWに関する国家法的枠組みの概要

フランスにおける動物保護政策は、1976年7月10日の「自然保護法<sup>58</sup>」に基づいている。この法律により、「すべての動物は感覚を持つ存在であり、飼い主はその動物を種の生物学的要求に適した条件下で飼育しなければならない」とされている。

1999年にはフランス民法が改正され、動物は依然として財産とみなされているが、「物」として扱われることはなくなった。2015年には「感覚を持つ生物」という概念がフランス民法に取り入れられた。この概念は1976年からすでにフランス農村法典で規定されていたが、民法への組み込みによって象徴的な意義が拡大した。動物は感覚を持つ存在であるため、所有したり利用したりできる対象ではあるものの、無生物の物よりも上位に位置付けられている。この法律は、家庭内の動物や飼いならされたまたは捕獲された野生動物に対する虐待を禁止している。家畜については、保管、輸送、と殺の際に動物が虐待、不適切な扱い、苦痛から保護されるための措置が政令で定められている。

フランスの食品環境労働衛生安全庁（ANSES）によれば、AWは「生理的および行動上のニーズが満たされ、期待も満たされた状態にある、心身ともにポジティブな状態。」と定義されている。

AWに関してフランスは、国際獣医事務局（WOAH）によって認められた5つの基本的自由を考慮している。従ってフランスの基準は、「動物の苦痛を防止するアプローチの一環であり、動物の取り扱いに関して所有者に積極的な義務を課す」ものとされる。

#### 2 採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容

採卵鶏指令は、2002年2月1日付のアレテ（Arrêté<sup>59</sup>）「採卵鶏の保護に関する最低基準を定めるアレテ」<sup>60</sup>によって国内法に移行された。

このアレテには、採卵鶏指令に規定されている施設の登録や卵のトレーサビリティに関する特定の条項は含まれていなかったが、2003年12月23日の「採卵鶏飼育施設の識別に関する政令（Décret）」<sup>61</sup>が2002年2月1日のアレテの規定を補完している。すなわち、この政令により、地方獣医サービス責任者（Directeur départemental des services vétérinaires）としての県知事（Prefect）が、食用のための採卵鶏を飼育する全ての農場を特定し、登録簿に記録する責任を負うこととなった。

#### 3 肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容

肉用鶏指令は、2010年6月28日付の「肉用鶏の保護に関する最低基準を定めるアレテ」

---

<sup>58</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006068553>

<sup>59</sup> アレテとは大臣や地方自治体の長が制定する法令のこと。

<sup>60</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000776442>

<sup>61</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000431953>

62によって国内法に移行された。

このアレテは肉用鶏指令を補完し、特に飼育従事者の訓練について、以下の要件を追加的に導入している<sup>63</sup>。

- ・ 認可された研修機関による最低 7 時間の研修を経て発行される飼育者向けの専門資格要件
- ・ 研修機関の認可基準および必修モジュール

また、肉用鶏指令では照明の管理について、獣医師の助言により一時的に照度を下げることが認められているが、当該アレテではその場合の獣医師の意見書の 3 年間の保存義務など詳細な条件を付している<sup>64</sup>。

#### 4 豚指令の国内法制化とその主な内容

豚指令は 2003 年 1 月 16 日付の「豚の保護に関する最低基準を定めるアレテ」<sup>65</sup>によって国内法に移行された。

このアレテは、豚舎の材質について、豚指令よりも詳細に内容を規定している。具体的には、豚のエンリッチメント資材について、飼養頭数に応じた提供すべき数量などを規定している<sup>66</sup>。また、給餌に関して、豚指令では規定されていない飼料へのアクセスについて、具体的な数字で最低基準を定めている<sup>67</sup>。

#### 5 子牛指令の国内法制化とその主な内容

子牛指令は 1994 年 1 月 20 日付の「子牛の保護に関する最低基準を定めるアレテ」<sup>68</sup>によって国内法に移行された。国内法は子牛指令と同程度の基準となっている。

#### 6 と殺規則の国内法制化とその主な内容

2012 年 7 月 31 日付のアレテ「動物のと殺時の保護に関する適格証明書の発行条件」<sup>69</sup>が、と殺規則に基づいて採択されている。この政令では、と殺における従事者やと殺規則で設置義務が定められている AW 担当者について、オペレーター向けには最低 7 時間、動物保護担当官向けには最低 14 時間の研修を義務付けるなどの具体的な運用が定められている。

---

<sup>62</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000022415200>

<sup>63</sup> 2010 年 6 月 28 日付アレテ第 4 条

<sup>64</sup> 2010 年 6 月 28 日付アレテ付属書 I

<sup>65</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000005633899>

<sup>66</sup> 2003 年 1 月 16 日付アレテ付属書 I

<sup>67</sup> 2003 年 1 月 16 日付アレテ付属書 I

<sup>68</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000005615196>

<sup>69</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000026297202>

## 7 フランスにおける AW 向上のための独自の取り組み

動物虐待の防止と AW の向上は、フランス政府の優先課題であり、家畜、ペット、実験動物を対象としている。2021 年 11 月 30 日付の「動物虐待撲滅および動物と人間との絆の強化に関する法律<sup>70</sup>」は、動物虐待を防ぎ、動物の飼育環境の改善を目的としている。この法律の一環として、ミンクやその他の野生動物の毛皮生産が禁止された。

また、フランスでは毎年約 12,000 件の動物保護に係る検査が、人口保護局（DDPP : Directions Départementales en charge de la Protection des Populations）によって実施され、前述した AW の基準が遵守されているか確認されている。検査対象となる施設の選定は、苦情の報告や異常に高い死亡率、食肉処理場で検出された異常事例などの動物保護の悪化リスクがある農場を重点的に行う方針がとられている。

また、ANSES は、AW の食品ラベル表示に関するガイドラインを 2024 年 5 月に発表した<sup>71</sup>。ガイドラインでは、AW のレベルに応じた最高（A）から最低（E）までの 5 段階の分類を推奨している。レベル E は、最低限の AW に関する法令を順守しているものになる。

（本稿執筆時点では未導入である）

---

<sup>70</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044387560>

<sup>71</sup> OPINION of the French Agency for Food, Environmental and Occupational Health & Safety on "guidelines for the establishment of an animal welfare labelling reference framework"

<https://www.anses.fr/fr/system/files/SABA2021AUTO0161RaEN.pdf>

## IV ドイツ：AWに関する国家法的枠組みの概要

### 1 AWに関する国家法的枠組みの概要

ドイツにおけるAWに関する法規制は、1934年に施行された「AW法(Tierschutzgesetz)」にまで遡る。同法は何度かの改正を経て、現在も適用されている。2002年にはドイツ憲法<sup>72</sup>(Grundgesetz)第20a条に動物保護が国家の目的として明記され、AWが憲法上の原則となった。

AW法および1976年3月10日の「農業目的で飼育される動物の保護に関する欧州条約」に基づき、当時の消費者保護・食料・農業省(Federal Ministry of Consumer Protection, Food and Agriculture)は「農業用動物および動物生産のために飼育されるその他の動物の保護に関する政令<sup>73</sup>(Tierschutz-Nutztierhaltungsverordnung, TierSchNutzV、以下「農用動物保護政令」)」を策定し、2001年11月1日に施行された。この政令は、農業目的で飼育される動物の保護を目的としており、畜舎設備の最低基準、動物の管理・監視・給餌の要件などを定めている。

この政令は、EU指令の国内法適用の一環として以下のような改正が行われてきた。

- ①第1次改正(2002年2月28日)採卵鶏の飼育基準を追加(採卵鶏指令の実施)
- ②第2次改正(2006年8月1日)豚の飼育基準を追加(豚指令の実施)
- ③第3次改正(2006年11月30日)毛皮動物の飼育規制を追加  
(2017年に削除され、別法「TierErzHaVerbG」に移行)
- ④第4次改正(2009年10月1日)肉用鶏の飼育基準を法制化(肉用鶏指令の実施)

2014年には、ウサギの飼育に関する拘束力のある要件が追加され、2021年には、判例の要件を考慮した上で、豚の飼育に関する要件が根本的に改定された。ドイツ憲法で動物保護が国家の目的として明記されていることから、EUの最低基準よりも厳格な規定を設ける傾向にある。

### 2 採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容

採卵鶏指令は、ドイツにおいては農用動物保護政令の第12条から第15条に規定されている。

ドイツでは、ケージによる飼育システムの新設が認めておらず、2025年末まで(特別な場合には2028年末まで可)にエンリッチドケージによる飼育を廃止することになっている。

なお、いわゆる小グループ飼養方式(ドイツ方式の大型ケージで約60羽を飼養)での採卵鶏の飼育を認める追加規則が、農用動物保護政令13bに導入されたが、この規定は2010年に連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)によって無効と判断され、現在は削除されている。

---

<sup>72</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/gg/BJNR000010949.html>

<sup>73</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/tierschnutzv/TierSchNutzV.pdf>

### 3 肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容

肉用鶏指令は、農用動物保護政令第 16 条から第 20 条に規定されている。

いくつかの点においてドイツ国内法令では EU 指令の要件よりも厳格な規定がいくつか設けられており、特に以下の点が挙げられる。

- 肉用鶏指令では、最大飼育密度を 33 kg/m<sup>2</sup>に制限しており、同指令付属書 II の条件を満たした場合には 39kg/m<sup>2</sup>まで、また同指令付属書 V の条件を満たした場合には 42 kg/m<sup>2</sup>まで条件を緩和することができる。農用動物保護政令では、同指令付属書 II の条件は飼育密度にかかわらず遵守すべき事項となっており、また、42 kg/m<sup>2</sup>まで飼育密度を緩和する措置の適用も認められていない<sup>74</sup>。
- 農用動物保護政令では、飼育施設に関する要件として、2009 年以降に建設された鶏舎には、床面積の 3%に相当する自然光を確保するための開口部を設置することが義務付けられている。また、照明のちらつきも禁止されている<sup>75</sup>。
- 研修および専門知識に関する証明書の要件がより詳細に規定されている。例えば、研修コースには、AW に関する法規定や、疾病発生および流行時の対応措置に関する内容が含まれなければならない<sup>76</sup>。

### 4 豚指令の国内法制化とその主な内容

豚指令は、農用動物保護政令第 21 条から第 30 条に規定されている。この規定は、判例の要件を反映して何度も改正されており、特に近年の改正では母豚の飼育要件の厳格化が行われた。

いくつかの点においてドイツ国内法令では豚指令よりも厳格な要件が設けられている。特に以下の点が挙げられる<sup>77</sup>。

- 2029 年以降、繁殖エリアにおける繁殖雌豚のストール飼育が禁止される。
- 2036 年以降、分娩エリアにおける母豚のクレート飼育は、子豚の出産前後 5 日間までに制限される。

加えて、ドイツをはじめとする多くの国々で長年議論されている課題が、豚の断尾である。豚指令上は断尾を慣行として実施することを禁止しているが、ドイツ国内で飼育されている豚の大半は、尾噛みのリスクを低減するために断尾が施されている。この問題について、ドイツの立法府は EU 全体で統一された規制の導入を提唱しているほか、尾がみの発生を減らすための様々な対策を試験するモデル・実証プロジェクトが開始され、断尾なしで豚を飼育できる環境の構築が進められている。

---

<sup>74</sup> 農用動物保護政令第 18 条、第 19 条

<sup>75</sup> 農用動物保護政令第 18 条

<sup>76</sup> 農用動物保護政令第 17 条

<sup>77</sup> 農用動物保護政令第 30 条

## 5 子牛指令の国内法制化とその主な内容

子牛指令は、農用動物保護政令第5条から第11条に規定されている。

いくつかの点においてドイツ国内法令では子牛指令よりも厳格な要件が設けられている。特に以下の点が挙げられる：

- 子牛が横たわる場所について、子牛指令では「健康に悪影響を与えないよう」とのみ規定されているが、農用動物保護政令では熱放散の適切な管理を義務づけている<sup>78</sup>。
- 畜舎内の温度や湿度などについて、子牛指令では定められていない具体的な数値基準を設けている<sup>79</sup>。

## 6 と殺規則の国内法制化とその主な内容

と殺規則に付随する国内法の規定は、「と殺規則の実施に関する規則<sup>80</sup>」(TierSchlV)に含まれており、2012年12月20日付で制定され、2013年1月1日に施行された。

と殺においては、法的には適合しているものの、二酸化炭素による気絶処理に関して議論がなされている。ドイツAW法学会(Deutsche Juristische Gesellschaft für Tierschutzrecht e.V.)や連邦動物衛生研究所であるフリードリヒ・レフラー研究所(Friedrich-Loeffler-Institut, FLI)は、二酸化炭素による気絶処置が、無意識状態に至る前に呼吸困難や粘膜の刺激といった苦痛を感じる可能性があるとして、AW上の問題点を指摘している。

## 7 ドイツによるAW向上のための独自の取り組み

法的規定に加えて、上記の指令で定められた要件よりも厳格な要件が、自主的なラベルや認証制度によって設けられている。例えば、ドイツアニマルウェルフェア協会(German Animal Welfare Association)の「動物をより保護するために(Für Mehr Tierschutz)<sup>81</sup>」や国内の生産者や食肉事業者による取り組みである「アニマルウェルフェア・イニシアチブ(Initiative Tierwohl)<sup>82</sup>」がある。また、「飼養環境基準ラベル(Haltungsform)<sup>83</sup>」は、家畜の飼養環境を5段階で表示し、食肉や乳製品などに貼付することができる。

---

<sup>78</sup> 農用動物保護政令第6条

<sup>79</sup> 農用動物保護政令第6条

<sup>80</sup> [https://www.gesetze-im-internet.de/tierschl\\_v\\_2013/TierSchlV.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/tierschl_v_2013/TierSchlV.pdf)

<sup>81</sup> <https://www.tierschutzlabel.info/>

<sup>82</sup> <https://initiative-tierwohl.de/>

<sup>83</sup> <https://haltungsform.de/>

【図2】Haltungsform（飼養環境基準ラベル）による5段階の評価



(出所) Haltungsform HP より

また、新たなアプローチとして、「食品の飼養方法に基づく表示に関する法律<sup>84</sup> (TierHaltKennzG)」が2023年8月に施行された。これにより、2024年8月1日までに、既存の畜産農場は、その飼養施設および飼養方法を管轄当局に通知する義務がある。2025年8月1日からは、最終消費者向けに販売される食品に対する5段階の飼養方法の表示義務が適用される。当面はドイツ国内で飼養・と殺・加工された豚肉のみに適用されるが、連邦政府は、将来的には他の食肉にも適用範囲を拡大したいとしている。このラベルの導入に合わせて連邦政府は24年2月、同ラベルの(1)有機(Bio)(2)屋外ペン/放牧(Auslauf/Weide)(3)新鮮な空気の豚舎(Frischlufstall)一での肥育を推進するとして、これらの飼養方法への転換に必要な豚舎の改修や飼養方法の改善の取り組みに対し、10億ユーロの支援を行うと発表した。このラベルの分類は次のとおりである。

- ・有機 (Bio)
- ・屋外ペン/放牧 (Auslauf/Weide)
- ・新鮮な空気の畜舎 (Frischlufstall)
- ・畜舎+スペース (Stall+Platz)
- ・畜舎 (Stall)

【図3】2025年8月から義務化される予定のラベル



(出所) ドイツ連邦食料・農業省

<sup>84</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/tierhaltkennzG/TierHaltKennzG.pdf>

## V オランダ: AW 政策動向とその運用

### 1 AWに関する国家法的枠組みの概要

オランダはAWに対する関心が高い国の一つである。例えば、2002年以降、「動物のための党 (Party for the Animals)」という国政政党が存在しており、この党は下院および上院の両方に議席を持ち、さらに欧州議会にも2025年2月時点で1議席を有している。また、他の政党や団体もAWに関連した取り組みを行っており、その結果、オランダ王国には「動物警察 (animal police)」が設置され、専用の電話番号 (144) を通じて連絡が可能となっている。

EU指令の国内法への反映は、「動物法 (the Animal Act)<sup>85</sup>」やさまざまな「政令 (decrees)」を通じて行われている。動物法は、動物に対する人間の行動に関する規則および、動物または動物由来製品が人間や他の動物に及ぼすリスクの管理の基本原則を定めている。

動物法の施行とともに、2014年6月5日付で「動物飼育者に関する政令<sup>86</sup> (the Decree containing rules for keepers of animals)、以下「動物飼育者政令」が施行された。この政令は、動物法の実施を目的とするものであり、飼育動物に関連するAWや健康に関するさまざまな種類の規則が定められている。また、同政令に基づき「動物飼育者規則 (animal keepers regulation)<sup>87</sup>」も定められており、飼育者の義務に関する事項に焦点を当てている。

### 2 採卵鶏指令の国内法制化とその主な内容

採卵鶏指令は、動物飼育者政令の第2.66条から第2.76条により国内法として実施されている。

原則として、採卵鶏はケージではなく代替システム (非ケージ方式) で飼育されるべきとされている<sup>88</sup>。ただし、現在この原則には例外が存在しており、それが「コロニーケージ (colony housing)」である。コロニーケージは、採卵鶏指令で承認されているエンリッチドケージと比較すると、採卵鶏1羽あたりの使用可能面積、ケージの総面積、敷料で覆われた面積などについてより厳格な基準が適用されている<sup>89</sup>。なお、エンリッチドケージは、2021年1月1日までの移行期間をもって使用が禁止とされた。

### 3 肉用鶏指令の国内法制化とその主な内容

肉用鶏指令は、動物飼育者政令の第2.48条から第2.65条により国内法として実施されている。肉用鶏指令では、同指令付属書Vに定められる死亡率などの条件を満たした場合には

---

<sup>85</sup> <https://wetten.overheid.nl/BWBR0030250/2025-01-01>

<sup>86</sup> <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2014-210.html>

<sup>87</sup> <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stcrt-2014-17980.html>

<sup>88</sup> 動物飼育者政令第2.68条、第2.70条

<sup>89</sup> 動物飼育者政令第2.71条

最大飼育密度を 42 kg/m<sup>2</sup>まで条件を緩和することができるが、同政令ではそれに加えて趾蹠皮膚炎（Footpad dermatitis：FPD<sup>90</sup>）の発生状況についても要件とされている<sup>91</sup>。

#### 4 豚指令の国内法制化とその主な内容

豚指令は、動物飼育者政令の第 2.11 条から第 2.27 条により国内法として実施されている。

政令では、一度形成された群れに新たな豚を追加することを禁止している<sup>92</sup>。（豚指令ではできる限りさけることとされている。）これは、すでに形成された群れ内で闘争が発生することやそれに伴うストレスの発生などを防ぐためである。また、豚 1 頭当たりの最低面積要件について、豚指令よりも厳格化されており、また、豚を飼養する床が全面すのこ床で構成されることを禁止し、すき間のない部分が全床面積の少なくとも 40%を占めることを義務付けている<sup>93</sup>。

#### 5 子牛指令の国内法制化とその主な内容

子牛指令は、動物飼育者政令の第 2.29 条から第 2.46 条により国内法として実施されている。子牛指令の一部の要素が、具体化・厳格化されている。例として、給餌槽へのアクセスについて 1 頭当たり 40cm 以上とされている<sup>94</sup>ほか、子牛が横臥できるスペースについてもその素材や具体的な面積が設けられている<sup>95</sup>。

#### 6 と殺規則の国内法制化とその主な内容

と殺規則で規定されている内容は、前述の動物法および動物飼育者政令に基づき実施されている。

動物飼育者政令には、と殺規則と同一の規定が含まれているが、重複を避けるため、と殺規則に基づいて規制される動物の殺処分および関連活動には適用されない。すなわち、動物飼育者政令ではと殺規則よりもより広範な動物にも適用されることとなる。

#### 7 オランダによる AW 向上のための独自の取り組み

「Beter Leven（ベター・ライフ）<sup>96</sup>」という任意の AW の食品表示ラベル表示制度があり、これはオランダ動物保護協会（Dutch Society for the Protection of Animals）や大手小

---

<sup>90</sup> 鶏や七面鳥などの家きんに発生が認められる接触性皮膚

<sup>91</sup> 動物飼育者政令第 2.63 条

<sup>92</sup> 動物飼育者政令第 2.13 条

<sup>93</sup> 動物飼育者政令第 2.17 条、第 2.18 条

<sup>94</sup> 動物飼育者政令第 2.38 条

<sup>95</sup> 動物飼育者政令第 2.36 条

<sup>96</sup> <https://beterleven.dierenbescherming.nl/english/>

売店により実施されている。畜種ごとに使用面積などの要件が設定されており、3段階で評価される。星の多い製品を選ぶことで、消費者はより優しい生活環境で育った動物の製品を選択することができる。

【図4】 Beter Leven のロゴ



(出所) Beter Leven HP より

また最近では、オランダ農業・自然・食品品質省、卵業界、動物保護協会は、2026年までに産卵鶏種の生後1日のオスの雛の殺処分を段階的に廃止する方針で合意したと発表した<sup>97</sup>。現在、殺処分される生後1日のオスの雛は毎年600万～700万羽になるが、オランダとドイツ向けの卵生産においてはこの殺処분을禁止する。卵の時点でふ化させないか、オスを肉用として飼養することになる。ワーニンゲン大学の試算によると、これにより、卵の生産コストが1個当たり1.15セント増加すると見込まれる。

---

<sup>97</sup> <https://open.overheid.nl/documenten/d3e39e30-a44d-4579-8b08-444ab2d05346/file>

## おわりに

現在 EU で適用されている AW 関連規制は制定または大幅な改正から約 20 年が経過しており、最新の科学的知見を踏まえて 2026 年までに欧州委員会から飼養、と畜、表示ラベルに関する見直しの提案が行われる予定になっている。

ここまで見てきたように、AW に関する規制の加盟国での運用は、加盟国間で異なっている部分も多く、このことにより EU 単一市場という面において同一の競争条件が担保されていないとの指摘がある。また、AW に関するラベル表示制度も EU で統一されたものがなく、様々なものが存在しており、消費者の混同を避けるためにも統一したラベルを整備すべきという意見などがあり、こうしたことも EU の AW 関連法令の見直しが行われる背景の一つになっている。

2025 年 2 月 19 日、欧州委員会は、2040 年までの EU の農業・食品関連施策の大きな方針として、「農業と食のビジョン」(A Vision for Agriculture and Food) (副題：将来世代のための魅力的な農業・農業食品セクターの形成：Shaping together an attractive farming and agri-food sector for future generations) を発表した<sup>98</sup>。

当該ビジョンにおいては、将来世代への世代交代と農業部門の魅力を高めることを主眼に、輸入製品に対する農薬や AW 関連基準の厳格適用化による EU 農業の競争力強化や公平な競争条件を確保する、という方針が示された。これは、いわゆる「ミラー条項」として、今後日本を含めた第三国にとって、EU への農林水産物・食品の輸出に影響を生じさせる可能性がある。この方針を踏まえた AW 関連法令見直しは、WTO のルールに準拠した方法で、2025 年中に開始する影響評価に基づいて行うとしているが、具体的な基準の内容などについては本ビジョンでは述べられておらず、今後の見直しでその内容が明らかになると見込まれる。

こうした状況を踏まえ、今後実施される予定の AW 関連見直しの動向については引き続き注視が必要である。本稿がそのための基礎資料となれば幸いである。

---

<sup>98</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/vision-agriculture-food\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/vision-agriculture-food_en)